

議案第 21 号

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

なお、この規程は、平成30年第1回青森市議会定例会において、「青森市特別職の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が可決した場合に限り、制定するものである。

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

平成30年 月 日
規程第 号

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「平成29年度」を「平成30年度」に改め、同項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」に改め、「100分の10」を「100分の5」に改める。

附 則

（施行期日等）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。